

平成 22 年度町村議会表彰候補 審査結果報告

平成 23 年 1 月 13 日

全国町村議会議長会

会 長 野 村 弘 様

町村議会表彰審査会

委員長 佐 藤 竺

本審査会は慎重審査の結果、平成 22 年度町村議会特別表彰候補として下記 4 町議会および町村議会表彰候補として下記 31 町村議会をそれぞれ選定しましたので報告いたします。

記

I 表彰候補町村議会名

1. 町村議会特別表彰候補

岩手県紫波町 宮城県蔵王町 神奈川県開成町 熊本県御船町

2. 町村議会表彰候補

北海道和寒町 芽室町 青森県七戸町 宮城県女川町 秋田県井川町 福島県鏡石町 大熊町 茨城県茨城町 栃木県那須町 群馬県神流町 埼玉県毛呂山町 小鹿野町 東京都利島村 山梨県昭和町 富山県舟橋村 石川県志賀町 長野県原村 小布施町 岐阜県北方町 三重県大紀町 奈良県平群町 和歌山県日高町 山口県平生町 徳島県北島町 香川県小豆島町 愛媛県鬼北町 高知県仁淀川町 福岡県筑前町 岡垣町 熊本県五木村 宮崎県椎葉村

II 審査経過

本審査会は、(1)政策づくりと監視機能を十分発揮している議会、(2)住民に開かれた議会、(3)先駆的な取り組みをした議会の三つの重点項目による別紙の表彰審査方針を決定、これに基づき全国 47 都道府県の町村議長会に候補の推薦を依頼した。その結果 28 都道府県町村議会議長会から計 35 の候補の推薦があり、これを本審査会で検討、全てを表彰候補とすることとし、さらに特別表彰候補として 4 議会を選定した。

全体としてみると、議会の活性化に積極的に取り組む町村が増えてきており、特別表彰の審査では甲乙つけがたい町村もあったが、最終的には共通の特色に加え、他と違ったユニークな取り組みを実践し、実績を積み重ねている町村を審査委員の合議により総合的に勘案して選定したところである。

今回推薦のあった町村を重点項目ごとにみると、まず(1)政策づくりと監視機能を十分発揮している議会では、専門分野に関する研修の充実の取り組み例は多いが、専門的知見や公聴会、

参考人制度の活用、地方自治法第96条第2項の条例による議決事件追加、あるいは政策形成能力や行政監督能力充実のための議員同士の自由討論の実施などは事例がまだ少ない。

また、(2)住民に開かれた議会では、議会広報の充実、議会の実況中継、議会のホームページ開設などは多くの町村に見られるようになったが、委員会の完全公開の実施や休日・夜間議会の開催は少ない。なお、住民との直接対話を目的とした住民懇談会・議会報告会の開催は年々増えてきており、今後は全国的な取組みとして広まるのが期待される。(今年度は推薦35町村のうち17町村で実施)

さらに、(3)先駆的な取組みをした議会では、山梨県昭和町の「大学と連携した議会改革」や長野県小布施町の「政策立案特別委員会」、熊本県五木村の「議員の成果報酬制度の導入」等の取り組み例があった。

ちなみに、昨年度に比べて議会基本条例の制定や制定に向けて検討を行っている町村が全国的にも増えており、そのような町村においては、三つの重点項目についても、それぞれ取り組み事例が多い傾向にあるが、いずれにしても条例制定が更なる議会活性化と住民参加につながり、その成果が表れることを期待したい。

Ⅲ 特別表彰候補選定理由

○岩手県紫波町

紫波町は、平成20年2月に町村議会表彰を受章したが、その後も「議会のあり方に関する検討委員会」で議論を重ね、議員相互の自由討議の導入(平成20年3月)、法第96条第2項の議決事件に計画期間が5年以上の町の計画等の策定・変更など5項目を追加(平成20年8月)、議会専用ホームページを開設し、ライブ中継や会議録検索システムのほか議員の賛否の状況等を掲載(平成21年7月)、議会報告会の活発な開催(町内20会場)、通年議会の導入(平成23年1月)等多彩な取り組みを行い、実績を積み重ねている。また、議員と住民が共同して、誰がみても分かりやすい財政白書を出版するなどユニークな取り組みも見られる。

○宮城県蔵王町

蔵王町は、通年議会の導入(平成21年1月)や議会報告会の開催(年2回)・委員会調査時において調査事項に関連する団体や個人との意見交換会(年3回)を開催するとともに、住民基本条例を制定(平成22年2月)し、法第96条第2項の議決事件に長期総合計画による基本計画や都市計画など5項目を追加、参考人や公聴会制度を活用し請願・陳情提出者の意見陳述機会の保障、重要議案に対する議員の賛否を議会広報等で公表、町長が提案する重要議案に関し提案に至るまでの経過や将来にわたるコスト計算など8項目にわたり明記した論点資料や予算及び決算における政策説明資料の提出を執行部に要求できる等、議会の機能強化に努めている。

○神奈川県開成町

開成町は、議会基本条例を制定(平成22年3月)し、通年議会の導入(平成22年1月)、議会報告会・意見交換会の開催(町内13自治会)、法第96条第2項の議決事件に総合計画など3項目を追加、日曜議会(本会議1日・平成17年度より継続)・中学生議会(本会議1日)の開催、傍聴者を対象にアンケートを実施し議会活動に役立てる、1議員

の2 常任委員会所属制の導入、議会だよりや議会ホームページ内で議員の賛否等議会情報を積極的に公表、町長に逆質問権を付与、予算・決算における政策説明資料や一般質問に対する執行部の答弁骨子の提出を義務付ける等総合的にみて議会の活性化に意欲的に取り組んでいる。

○熊本県御船町

御船町は、平成20年2月に町村議会表彰を受章したが、その後も議会基本条例の制定に向けた過程の中で、議会アンケートや意見交換会、議会基本条例シンポジウムを開催するなど、住民参加を積極的に図り、議会基本条例を制定（平成22年3月）した。これに基づき、法第96条第2項の議決事件に予定価格4千万円以上工事又は製造の請負など4項目を追加、議員同士の自由討議、重要議案に対する議員の賛否の公表、通年議会の実施（平成22年4月）、委員会の毎月開催、委員会における請願及び陳情の提出者の意見陳述機会の保障、議会モニターの委嘱（平成22年9月）、あおぞら会議（住民との意見交換会）の開催（年4回）、議会報告会の開催（年1回）、議会改革に継続的に取り組むため議員で構成する議会改革推進会議の設置等、様々な取組みを活発に行っている。また、議会だより「あおぞら21」を毎月発行するなど議会情報を住民と共有するための広報活動にも力を入れている。

これら4議会の活動は、他町村の議会活性化への取組みにも刺激を与え、他に範となるところが特に顕著であると高く評価できる。